

平成20年第3回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

開会期日 平成20年9月11日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 山本明生 | 2番 | 木村政子 |
| 3番 | 三浦耕一 | 4番 | 吉田盛彦 |
| 5番 | 大石哲雄 | 6番 | 畑山豊 |
| 7番 | 奥田誠 | 8番 | 沖田公子 |
| 9番 | 榎本敏 | 10番 | 木本眞次 |
| 11番 | 池口公二 | 12番 | 井澗治 |

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

| | | | |
|--------------|------|--------------|------|
| 町長 | 小出隆道 | 副町長 | 平見信次 |
| 教育委員長 | 木村悌吉 | 教育長 | 谷本圭司 |
| 会計管理者 | 目崎讓 | 総務政策課長 | 小倉久義 |
| 総務政策課 企画員 | 山崎一光 | 総務政策課 企画員 | 浦勝明 |
| 総務政策課 企画員 | 山本敏章 | 住民生活課長 | 清水一則 |
| 住民生活課 企画員 | 廣井哲也 | 住民生活課 企画員 | 平田隆文 |
| 住民生活課 企画員 | 和田精之 | 住民生活課 企画員 | 福田稔 |
| 税務課長 | 池田秀明 | 税務課企画員 | 深見芳治 |

| | | | |
|-----------------|--------|-----------------|-------|
| 産業建設課長 | 大江 克明 | 産業建設課員 企画員 | 堀 悦明 |
| 産業建設課員 企画員 | 宮本 正明 | 産業建設課員 企画員 | 植本 亮 |
| 上下水道課長 | 和田 幸太郎 | 上下水道課員 企画員 | 菅根 清 |
| 教育委員会 総務課長 | 吉田 充伸 | 教育委員会 総務課企画員 | 笠松 眞年 |
| 教育委員会 生涯学習課長 | 木村 勝彦 | | |

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 4 2 号 平成 1 9 年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 議案第 4 3 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 議案第 4 4 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 議案第 4 5 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 4 6 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 4 7 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 0 議案第 4 8 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 1 議案第 4 9 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 2 議案第 5 0 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について

- 日程第 1 3 議案第 5 1 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 4 議案第 5 2 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議案第 5 3 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 6 議案第 5 4 号 平成 1 9 年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 7 議案第 5 5 号 平成 1 9 年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 8 議案第 5 6 号 平成 1 9 年度上富田町水道事業会計決算認定について
- 日程第 1 9 報告第 2 2 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 1 9 年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 2 0 報告第 2 3 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 1 9 年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 1 報告第 2 4 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 1 9 年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 2 報告第 2 5 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 1 9 年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 3 報告第 2 6 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 1 9 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第 2 4 報告第 2 7 号 平成 2 0 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 5 7 号 平成 2 0 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 6 議案第 5 8 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議案第 5 9 号 平成 2 0 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 8 議案第 6 0 号 町道路線の認定について
- 日程第 2 9 議案第 6 1 号 町道路線の変更について

- 日程第 3 0 議案第 6 2 号 工事請負契約の締結について（平成 1 9 年度 第 5 号
地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁
撤去（その 1）工事）
- 日程第 3 1 議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について（平成 2 0 年度 第 5 号
地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁
撤去（その 2）工事）
- 日程第 3 2 議案第 6 4 号 工事請負契約の締結について（平成 2 0 年度 公共
下水道事業 生馬下水道管（6 工区）布設工事（補助））

開 会 午前9時30分

議長（吉田盛彦）

皆さん、おはようございます。

平成20年第3回定例会を開会するにあたりまして、議員各位のご出席をいただきまして開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第3回上富田町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（吉田盛彦）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において1番、山本明生君、2番、木村政子君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（吉田盛彦）

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの12日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決しました。

日程第3 諸般の報告

議長（吉田盛彦）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

議会事務局長（福田 誠）

諸般の報告をいたします。

平成20年6月定例会以降の議員活動、並びに議員派遣の件、及び地方自治法第121条の規定により出席要求した9月定例会の説明員については、お手元に配付しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りは、本日、9月11日午後3時までとなっていますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長（吉田盛彦）

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

おはようございます。本日、ここに平成20年第3回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しいところ、ご参集を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また、平素は、町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて深く感謝を申し上げます。

今年の夏場は、高温多湿な日々が続くとともに降雨量も例年より少ない状況でした。温州ミカンなどの収穫期となり、作柄に大きな影響がないことを願っています。

さて、市町村合併についてであります。周知のとおり、去る8月18日から9月1日の消印を有効とし、上富田町の合併に関する意向調査を、8月1日を基準日として住民基本台帳に登録されている20歳以上の住民を対象に実施し、9月3日に開表しました。

開表結果を受けて庁内の合併検討委員会と管理職による会議を合同で開催し、町長部局としては町民の意向に沿って結果を尊重することとし、平成の第2次市町村合併の期間内の合併は見合わすとの結論に達しました。

こうした結論を9月5日にそれぞれの常任委員会に報告をさせていただいたところ、9月8日に全員協議会を開催され、議会側として町長部局の単独で行くという判断に対して深く認識し、理解したとの結論を得たところです。

また、同日の午後に開催されました副町長クラスの田辺・西牟婁広域連携会議にも報告し、県の構想であります田辺市との枠組みについての結論づけについても一定の共通理解を得ました。

今後は、単独行政を引き続き歩んでいくことを選択した以上、意向調査の経緯と開表結果を踏まえ、国の行財政運営の動向等に大きく影響されることが予想されますが、さ

らなる行財政改革を推進するとともに、田辺市、白浜町を始め周辺市町村等との広域連携を引き続き深めていくことが重要であるとの認識に立って取り組んでまいります。議員各位におかれましても、何とぞ町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、節目であります町制施行50周年記念事業についてであります。11月8日に今日までの住民の皆様方への感謝の意と、今後の上富田町のますますの発展を祈念して式典を挙げるため、実行委員会を組織して準備を進めています。詳細等が決定しましたらご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、本定例会に上程し、ご審議をお願いします議案は、平成19年度一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定が合わせて15件、報告事項として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率の報告が合わせて5件と平成20年度一般会計補正予算（専決）が1件、平成20年度一般会計並びに特別会計補正予算が合わせて3件、町道路線の認定及び変更が2件、工事請負契約の締結についてが3件の合計で29件です。

及び追加議案として、教育委員会委員の任命について、本定例議会中に上程させていただきます。なお、選挙管理委員会よりも人事案件として選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙につきましてお願いをしているところでありますので、何とぞあわせてよろしくお願い申し上げます。

それでは、諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第42号から議案第56号までの案件につきましては、平成19年度上富田町一般会計並びに各特別会計等の歳入歳出決算認定についてであります。監査委員の意見書を付して提案させていただいておりますので、何とぞご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第22号から報告第26号までの5件につきましては、平成19年6月22日に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び公営企業会計ごとの資金不足比率について報告するものです。

この報告は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率としての実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業会計ごとの経営健全化を判断するための資金不足比率について、それぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、かつ公表しなければならないことになっています。

なお、この平成19年度のそれぞれの比率は、法で定められています基準内となっています。

次に、報告第27号は、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、上富田町の合併に関する意向調査の経費として210万円を追加し、予算総額を45億7,447万5,000円と定め、8月1日付で専決処分をしましたので、これを報告し承認を求めるものです。

議案第57号は、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第4号）であります。

今回、既定額に7,201万4,000円を追加し、予算総額を46億4,648万9,000円と定めています。補正予算の主な内容は、総務費では町制施行50周年記念事業式典行事等の計画がほぼ確定してきましたので、284万8,000円の追加、及び徴税費で税源移譲による年度間の所得変動に係る個人住民税の還付金として1,400万円等の追加補正をしています。

農業費では、小規模耕地事業費補助金20件分、岡地区の農道舗装及び用水施設の修繕事業が補助対象となりましたので、合わせて653万8,000円を、また、林業費では、紀の国森づくり基金活用事業として、生馬愛郷会所有林への植樹費用等として350万円を措置しています。

土木費では、新市ノ瀬橋の開通式委託料30万円及び町道の維持補修経費等を追加補正しています。なお、開通式につきましては、10月の中旬を予定しています。

次に、教育費では、本年度も彦五郎公園でのイルミネーションを点灯するための健やかコミュニティモデル地区育成事業が採択されたため、措置しています。

災害復旧費では、5月28日から29日にかけての豪雨による、災害復旧工事費205万円を追加補正しています。

一方、歳入につきましては、国、県補助金及び財政調整基金から5,240万円の繰り入れ等を見込み措置しています。

議案第58号は、平成20年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）です。

今回、既定額に48万円を追加し、予算総額を512万8,000円と定めています。補正予算の内容は、大学生2名の奨学金貸し付け認定に伴う追加補正でございます。

議案第59号は、平成20年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）です。

今回、既定額に22万6,000円を追加し、予算総額を3億917万9,000円と定めています。補正予算の主な内容は、下水道受益者負担金システム保守業務に伴う追加補正等です。

次に、議案第60号及び第61号につきましては、町道路線の認定と変更についてお願いするものでございます。

今回、新たに企業団地支線ほか4線、総延長754.88メートルの認定及び南紀の台1号線につきましては43.25メートル延長増とするもので、これにより全体で610路線、総延長で216,603.35メートルとなります。

議案第62号及び第63号は、地方道路整備臨時交付金事業町道市ノ瀬橋線旧橋梁撤去工事の工事請負契約の締結についてであります。

現在、両岸において取り合わせ工事を実施していますが、本月中の完成を予定しています。完成後、上部桁工延長172.9メートル及び下部工の橋台、橋脚を撤去するものでございます。

なお、事業認定の関係により、平成19年度繰り越し事業として3,202万5,000円、平成20年度事業として2,530万5,000円に分けて、株式会社堀組と工事請負契約の締結をするものでございます。

議案第64号は、平成20年度公共下水道事業生馬下水道管(6工区)布設工事(補助)の工事請負契約の締結についてであります。

今回、指名競争入札の総合評価方式により、三洋建設株式会社田辺支店と7,498万7,850円で契約を締結するもので、工事内容は、生馬地区の本郷と朝来の金屋地区等の一部に開削工法で150ミリの硬質ポリ塩化ビニール管を延長1,074.1メートル、及び推進工法で鋼製さや管方式による150ミリの硬質ポリ塩化ビニール管を延長25メートルを埋設するものです。

以上が本定例会に上程します諸議案についての概要でございます。詳細につきましては、担当課長等より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

日程第4～23 議案第42～56号・報告第22～26号

議長(吉田盛彦)

この際、日程第4 議案第42号、平成19年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第23 報告第26号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成19年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についての件まで20件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明と報告を求めます。

会計管理者、目崎君。

会計管理者(目崎 譲)

それでは平成19年度の上富田町一般会計から水道事業会計までの歳入歳出決算認定15件につきましてご説明を申し上げます。

議案第42号、平成19年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度上富田町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

ここで歳入歳出の決算の収支決算額をご説明申し上げるのが本意でございますが、この一般会計から議案第56号の水道事業会計までの15議案の歳入歳出決算額につきましては、参考資料として総括表を添付しております。その総括表によりまして後ほどご説明を申し上げたいと思いますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

それでは各議案につきまして説明させていただきます。

議案第43号、平成19年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度上富田町特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

議案第44号、平成19年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度上富田町特別会計老人保健歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

議案第45号、平成19年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度上富田町特別会計町営砂利採取砕石事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

議案第46号、平成19年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度上富田町特別会計宅地造成事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

議案第47号、平成19年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度上富田町特別会計共同污水处理施設事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

議案第48号、平成19年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

議案第49号、平成19年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

議案第50号、平成19年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度上富田町特別会計奨学事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

議案第51号、平成19年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度上富田町特別会計農業集落排水事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

議案第52号、平成19年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度上富田町特別会計公共下水道事業歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

議案第53号、平成19年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度上富田町特別会計介護保険歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

議案第54号、平成19年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度上富田町特別会計朝来財産区歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

議案第55号、平成19年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成19年度西牟婁郡公平委員会歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

議案第56号、平成19年度上富田町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成19年度上富田町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

それでは、お手元に配付させていただいております総括表をお開きいただきたいと思います。平成19年度上富田町会計別歳入歳出決算総括表であります。

議案第42号、一般会計であります。

歳入総額54億7,362万4,190円、歳出総額53億6,609万2,493円、歳入歳出差し引き額1億753万1,697円、うち翌年度繰り越し財源額4,350万3,000円、実質収支額6,402万8,697円、これは翌年度へ繰り越しとなります。

議案第43号、国民健康保険事業であります。

歳入17億206万5,789円、歳出16億9,406万2,656円、歳入歳出差し引き額800万3,133円、繰り越し財源ゼロ、実質収支800万3,133円、これも翌年度へ繰り越しとなります。

議案第44号、老人保健であります。

歳入10億1,582万2,526円、歳出10億1,582万2,526円、差し引き額、繰り越し財源額、実質収支額はゼロであります。

議案第45号、町営砂利採取砕石事業であります。

歳入1,619万1,191円、歳出1,617万8,084円、差し引き1万3,107円、実質収支額も同額であります。これは翌年度へ繰り越しとなります。

議案第46号、宅地造成事業であります。

歳入5,485万9,700円、歳出5億7,227万1,173円、差し引き額マイナスの5億1,741万1,473円、実質収支額も同額であります。これは翌年度からの繰り上げ充用で措置しております。

議案第47号、共同汚水処理施設事業であります。

歳入1,325万4,479円、歳出1,281万5,245円、差し引き額43万9,234円、実質収支額も同額であります。これは翌年度へ繰り越しとなります。

議案第48号、宅地取得資金貸付事業であります。

歳入391万3,464円、歳出865万1,496円、差し引き額マイナスの

473万8,032円、実質収支額も同額であります。これは翌年度からの繰り上げ充用で措置しております。

議案第49号、住宅新築資金貸付事業であります。

歳入3,356万2,071円、歳出7,668万8,101円、差し引き額マイナスの4,312万6,030円、実質収支額も同額であります。これも翌年度からの繰り上げ充用で措置しております。

議案第50号、奨学事業であります。

歳入526万4,216円、歳出525万7,549円、差し引き額6,667円、実質収支額も同額であります。これは翌年度へ繰り越しとなります。

議案第51号、農業集落排水事業であります。

歳入1億7,045万2,268円、歳出1億7,045万2,268円、差し引き額、繰り越し財源、実質収支額はゼロであります。

議案第52号、公共下水道事業であります。

歳入3億3,702万4,018円、歳出3億3,234万2,074円、差し引き額468万1,944円、繰り越し財源438万2,000円、実質収支額29万9,944円、これは翌年度へ繰り越しとなります。

議案第53号、介護保険であります。

歳入9億1,325万8,424円、歳出9億817万2,781円、差し引き額508万5,643円、繰り越し財源451万5,000円、実質収支額57万643円、これも翌年度へ繰り越しとなります。

議案第54号、朝来財産区であります。

歳入745万2,779円、歳出739万3,383円、差し引き額5万9,396円、実質収支額も同額であります。これも翌年度へ繰り越しとなります。

議案第55号、西牟婁郡公平委員会であります。

歳入143万9,521円、歳出134万986円、差し引き額9万8,535円、実質収支額も同額であります。これも翌年度へ繰り越しとなります。

議案第56号、水道事業であります。上段に収益的収入及び支出を計上しており、下段に資本的収入及び支出を掲載しております。

収益的収入では4億7,119万6,903円、支出では4億1,636万9,869円、差し引き額5,482万7,034円、実質収支額も同額であります。経常利益といたしまして5,228万1,780円となっております。これは単年度黒字となります。

資本的収入では2,671万3,611円、支出では1億9,683万4,891円、

差し引き額マイナスの1億7,012万1,280円、実質収支額も同額であります。
これは損益勘定留保資金で補てんをしております。

合計で、歳入総額102億4,609万5,150円、歳出総額108億74万5,575円、歳入歳出差し引き額マイナスの5億5,465万425円、うち翌年度繰り越し財源額5,240万円、実質収支額マイナスの6億705万425円。

以上、簡単ではありますが、朗読をもって説明にかえさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

私の方から報告第22号から報告第26号についてご説明させていただきます。

まず、報告第22号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成19年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成19年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成20年9月11日、上富田町長小出隆道。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月に制定されております。

次のページに監査委員さんの審査意見書がございますが、この法律によりまして、健全化判断比率及び資金不足比率の公表は平成19年度決算から適用になり、地方公共団体の長は毎年度前年度の決算の提出を受けた後、速やかに健全化判断比率等とその算定基礎事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとなっております。今議会で報告するものであります。

なお、健全化の判断は実質赤字比率、これにつきましては普通会計が対象になります。連結実質赤字比率、普通会計とそれ以外の特別会計すべての会計を含めての比率になります。

3番目、実質公債費比率、これにつきましてはすべての会計と一部事務組合、広域連合、紀南病院等、それを含めて、この比率につきましては平成18年に起債が許可制から協議制になったことにより設けられているものでございます。

4番目としましては、将来負担比率、これにつきましては、実質公債費比率の適用分とそれに公社及び第3セクタ等が含まれるものが対象になっております。

これにつきましては、地方公共団体の一般会計の地方債や将来支払わなければならない可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、新しく設けられました。

上富田町の平成19年度の実質赤字比率の基準でございますが15%、連結赤字比率は20%、実質公債費比率は25%、将来負担比率は350%となっております。

なお、この4つの指標のうち1つでも基準を超えると早期健全化団体となり、財政健全化計画の策定等が義務づけられます。

なお、上富田町の平成19年度健全化判断比率につきましては、4つの指標とも早期健全化基準内となっております。

次に、報告第23号を説明させていただきます。

報告第23号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成19年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成19年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成20年9月11日、上富田町長小出隆道。

これにつきましては、この報告第23号から報告第26号でございますが、公営企業の経営健全化につきましては公営企業ごとの資金不足比率で判断します。

上富田町の公営企業にかかる健全化の判断については、宅地造成事業、この後報告します農業集落排水事業、公共下水道事業、水道事業会計の各公営企業ごとの資金不足比率で判断します。なお、資金不足比率の経営健全化基準は20%となっております。

この4会計の公営企業については、平成19年度での資金不足は生じていないため、平成19年度の資金不足比率はゼロとなります。

続きまして、報告第24号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成19年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成19年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成20年9月11日、上富田町長小出隆道。

続きまして、報告第25号です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成19年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成19年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率につい

て、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成20年9月11日、上富田町長小出隆道。

続きまして、報告第26号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成19年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成19年度上富田町水道事業会計の資金不足比率について、別紙監査委員の意見書をつけて報告する。

平成20年9月11日、上富田町長小出隆道。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

以上をもって、提案理由の説明と報告を終わります。

次に、監査委員の報告を願います。

11番、池口公二君。

11番（池口公二）

それでは監査委員の報告をいたします。

平成19年度各会計の決算審査の報告をいたします。

8月1日から8月7日まで、各会計にわたり、井上代表監査委員とともに15会計の決算審査を行いました。

各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳並びに出納日計簿等により、出納証書類を余すところなく照査の上、さらにその内容につき審査いたしましたところ、各会計にわたり計数は正確であり、内容的にも正当なものと確認いたしました。

平成19年度の一般会計決算額を千円単位で申し上げますが、歳入54億7,362万4,000円、歳出で53億6,609万2,000円、歳入歳出差し引き1億753万1,000円、うち翌年度へ繰越額4,350万3,000円を差し引きますと、実質収支額は6,402万8,000円の黒字となっており、厳しい財政事情が続く中、行財政改革の効果があらわれたものと考えます。

歳出面では、人件費の決算額が8億8,970万3,000円で、前年度に比べ2.5%と減少しており、これは、職員数の減少によるものです。

物件費では、前年度に比べ2.6%、補助費等については14.1%の減となっており、経常的経費の削減が見られます。

決算額の構成比は、消費的経費54.6%、投資的経費18.8%、公債費等26.6%となっております。

歳出全体では、前年度と比較して、現在取り組んでいる行財政改革にもかかわらず、

本年度の経常収支比率は94.5%（前年度91.3%）で財政構造の硬直化が進んでおり、今後は、今以上に事業等の精査を行い経費節減を図り、健全財政の維持運営に努め、財政構造の弾力性を保持するよう一層の努力をされる旨、指摘いたしております。

一方、歳入面においては、自主財源37.6%、依存財源62.4%の構成であり、自主財源の確保はもとより、国・県支出金等の依存財源の確保にも一層の努力をされるよう指摘いたしております。

町税の徴収率は89.8%、収入未済額は1億5,310万4,000円でございます。税負担の公平が基本であり、その観点からも、コンビニ収納制度の利用を啓発、促進し、収納率向上を図るとともに、未納者の預金調査、差し押さえ並びに和歌山県地方税回収機構を積極的に活用し、納税意識の高揚に努め、未収金対策協議会の連携的な取り組みにより滞納整理に格段の努力をされるよう指摘いたしております。

また、公営住宅料や保育料など各種料金を含めた未収金の徴収につきましても、今後、さらに滞納防止並びに徴収に際して万全を期されるよう要望いたしております。

一般会計全体を通じての町税等の未収金は、1億6,535万円でございます。未収金の徴収については、社会経済の低迷により今後も厳しい状況が続くと思われませんが、公平負担の原則により、関係各課の密接な連携と全職員の強力な体制のもと、創意工夫して未収金の減少に向けてさらなる努力を要望いたしております。

一般会計の本年度末の町債の現在高は64億8,593万7,000円で、前年度に比べ0.3%減少いたしております。

本年度の町債の借入額は6億4,500万円で、臨時財政対策債、公営住宅建設事業債、市ノ瀬橋改良事業債、朝来小学校屋内運動場建築事業債が主なものであります。

現在の町財政は多額の起債償還に追われ、財源運営は極めて厳しい状況下にあります。今後も行政需要はさらに多岐多様になるものと思われませんが、より一層効率的な行財政運営に努められ、上富田町の発展と町民の福祉向上に寄与されることを要望いたしております。

次に、特別会計国民健康保険事業であります。

歳入では17億206万5,000円、歳出では16億9,406万2,000円となり、差し引き800万3,000円の黒字となっております。

しかし、国民健康保険税の収納率は75.6%（前年度74.7%）と低い状況で推移しております。今後、なお一層収納率の向上に努められ、さらなる滞納整理に努力されるとともに、高齢化社会を踏まえた長期的観点から、健全な国民健康保険事業の運営を図るよう指摘いたしております。

次に、特別会計宅地造成事業であります。

本年度の赤字額は5億1,741万1,000円となり、前年度より若干の減少は見られるが、赤字額も大きく、恒常化しています。早急に保有財産の処分を含む年次計画を策定し、財政健全化に向けて取り組まれるよう指摘いたしております。

次に、特別会計共同汚水処理施設事業、宅地取得資金、住宅新築資金貸付事業の未収金につきましても、徴収努力を重ねていることは十分理解できますが、抜本的な対策を講じ、未収金の徴収になお一層の努力をされるよう指摘いたしております。

次に、水道事業会計であります。

本年度の実質収支については、5,228万1,000円の純利益を計上しておりますが、依然として厳しい財政運営であり、今後、さらに経費の節減と業務、改良工事等の計画的な遂行に努め、財政の健全化を図るとともに、日常生活に不可欠な上水の安定供給に一層の努力を望んでいるところであります。

その他の特別会計についても、審査の結果を逐一ご報告申し上げるのが本意でございますが、提出いたしております審査意見書に個別の意見を添付しておりますので、お目通しをお願いします。

また、本年度より地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、財政指標の公表は平成19年度決算から適用され、健全化判断比率や資金不足比率を審査した結果、早期健全化基準や経営健全化基準を下回っているが、実質公債費比率については早期健全化基準25%に対して16.4%に、将来負担比率については早期健全化基準350%に対して192%に達しております。これについては、国の動向にもよるのですが、紀南病院、富田川衛生、上大中清掃施設組合等、今後の地方債の借り入れについては十分留意をされるよう指摘いたしております。

以上で平成19年度決算審査並びに財政健全化審査の報告とさせていただきます。

議長（吉田盛彦）

これをもって監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第4 議案第42号、平成19年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第18 議案第56号、平成19年度上富田町水道事業会計決算認定についての件までの15件については、6人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託して閉会中の継続審査としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、日程第4 議案第42号、平成19年度上富田町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第18 議案第56号、平成19年度上富田町水道事業会計決算認定についての件まで15件については、6人をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、それに付託し、閉会中の継続審査にすることに決しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任についてはいかががしますか。

(「議長一任」の声あり)

議長(吉田盛彦)

委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。議長において指名します。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時18分

議長(吉田盛彦)

再開をします。

決算審査特別委員会委員を指名をいたします。

1番、山本明生君、2番、木村政子君、7番、奥田 誠君、9番、榎本 敏君、10番、木本眞次君、12番、井澗 治君を指名します。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名を、決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

暫時休憩をしますから、委員会を開催して正副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

(委員長・副委員長の選出)

再開 午前10時30分

議長（吉田盛彦）

再開をします。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選をいただきましたので、報告します。

委員長に1番、山本明生君、副委員長に2番、木村政子君が就任されました。委員長始め、委員の皆さん、大変ご苦労さんですが、よろしく願い申し上げます。

続けて議事に入ります。

先ほど報告のありました、日程第19 報告第22号から日程第23 報告第26号までの5件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、町長より議会に報告するものであります。

この報告については、財政の健全化に関する重要な報告であり、これより質疑の場を持ちたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

それでは、ただいまより質疑を行います。

日程第19 報告第22号

議長（吉田盛彦）

日程第19 報告第22号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成19年度健全化判断比率の報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

1つだけお伺いしておきたいと思います。

なぜ、今、このこういう決算のやり方をするのかということについて、どういうふうな把握の仕方をしているかということを知りたいと思います。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

12番議員さんにお答えいたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのが平成19年6月に制定されたことにより、これに基づいての指標の公表という形になろうかと思っております。

以上です。

議長（吉田盛彦）

井潤君。

12番（井潤 治）

今のお話では、町としては、そのものについて、そういうやり方についてどうとらえ方をしているかということ、基本的に聞いておきたいと思うのです。というのは、これはもう20年度からはっきりとそういう形でやりますから。

そういうことです。

議長（吉田盛彦）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

法律的には先ほど浦企画員から報告したとおりでございますけど、私の考えとしては、やはり今の地方自治体というのは非常に財政が厳しくなってきたということがございます。

そういう中で、破綻を招く前にこういうものを公表して、予備的に防ぐというふうに国の方は考えてあるという受け止め方をしております。

ただ、非常に残念なのは、実質公債費比率なんか18%とか25%とかというラインを決められています。私はこのラインは低すぎるのではなかろうかという受け止め方をしております。上富田町も多分ここ二、三年うちに18%になるというような嫌いがございます。それとか、これだけでいいのかといったらそうでもないような気がします。

今年の場合、後ほどの議案にものってきますけど、宅地造成事業なんか実質的に5億ほどの赤字はある、この中で、資産があるということで今年は認めていただいておりますけど、こういう総合的に考えたときに、やはりこういうものではなしに、自治体そのものが判断すべきではないかというふうに認識しております。

できたらこういうものではなしに、上富田町として健全に持っていくという方向で今後とも進めさせていただくということでご理解いただきたい。ただ、これは毎年続くことでございますので、毎年こういう形で報告させていただくということもあわせてお願いしておきます。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑を終了します。

日程第 2 0 報告第 2 3 号

議長（吉田盛彦）

日程第 2 0 報告第 2 3 号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 1 9 年度上富田町特別会計宅地造成事業の資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

これで質疑を終了します。

日程第 2 1 報告第 2 4 号

議長（吉田盛彦）

日程第 2 1 報告第 2 4 号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 1 9 年度上富田町特別会計農業集落排水事業の資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑を終了します。

日程第 2 2 報告第 2 5 号

議長（吉田盛彦）

次に、日程第 2 2 報告第 2 5 号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 1 9 年度上富田町特別会計公共下水道事業の資金不足比率の報告についての質疑をします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑を終了します。

日程第 2 3 報告第 2 6 号

議長（吉田盛彦）

日程第 2 3 報告第 2 6 号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成 1 9 年度上富田町水道事業会計の資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑を終了します。

以上で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する報告についての質疑を終了します。

日程第 2 4 ~ 3 2 報告第 2 7 号・議案第 5 7 ~ 6 4 号

議長（吉田盛彦）

続いて、日程第 2 4 報告第 2 7 号、平成 2 0 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）の件から日程第 3 2 議案第 6 4 号、工事請負契約の締結について（平成 2 0 年度公共下水道事業 生馬下水道管（6 工区）布設工事（補助））の件まで 9 件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

よろしく申し上げます。

報告第 2 7 号と議案第 5 7 号につきまして、私の方から説明させていただきます。

報告第 2 7 号を説明させていただきます。

専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第 2 0 号、平成 2 0 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）。

平成 2 0 年 9 月 1 1 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

専決第 2 0 号、平成 2 0 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）。

平成 2 0 年度上富田町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,447万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年8月1日専決、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきましては、18款繰入金で既定額に今回210万を追加し、1億3,433万5,000円。

歳入合計では、既定額に今回210万を追加し、45億7,447万5,000円と定めています。

次に、歳出につきましては、2款総務費で既定額に今回210万を追加し、6億3,105万3,000円。

歳出合計では、既定額に今回210万を追加し、45億7,447万5,000円と定めてございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書です。この3ページから6ページにつきましては、お目通しをお願いします。

7ページをお願いします。

まず、2、歳入につきましては、今回の補正に係る財源でございます。

18款繰入金の1項基金繰入金で、財政調整基金より繰入金210万円を措置してございます。

次に、歳出につきましては、2款総務費の10目に合併意向調査費を210万措置してございます。これにつきましては、上富田町の合併に関する意向調査の経費の補正です。

次の8ページをお願いします。

給与費明細書です。今回の補正に係る時間外勤務手当を追加しています。お目通しをお願いします。

以上が、8月1日付をもって専決しました内訳です。

何とぞご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第57号について説明させていただきます。

平成20年度上富田町一般会計補正予算(第4号)。

平成20年度上富田町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,201万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,648万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきましては、分担金及び負担金で、既定額に今回194万を追加し、7,903万4,000円、国庫支出金で今回83万4,000円を追加し、3億3,248万1,000円、県支出金で今回1,184万を追加し、2億7,496万4,000円、繰入金で今回5,240万を追加し、1億8,673万5,000円、諸収入で今回500万を追加し、7,104万6,000円。

歳入合計では、既定額に今回7,201万4,000円を追加し、46億4,648万9,000円と定めています。

次に、歳出につきましては、総務費で既定額に今回2,854万3,000円を追加し、6億5,959万6,000円、民生費で今回95万5,000円を追加し、12億142万1,000円、農林水産業費で今回1,208万を追加し、2億3,396万2,000円、土木費で今回2,320万4,000円を追加し、4億2,678万9,000円、教育費で今回518万2,000円を追加し、5億4,895万6,000円。

次のページをお願いします。

災害復旧費で今回205万を追加し、6,409万3,000円。

歳出合計では、既定額に今回7,201万4,000円を追加し、46億4,648万9,000円と定めています。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書です。この5ページから8ページにつきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いします。

次に、各内訳につきましては、歳出の方から説明させていただきますので、11ページをお願いします。

3、歳出につきましては、2款総務費の一般管理費で、284万8,000円を追加してします。これにつきましては、町制50周年記念事業式典事業の計画がほぼ確定してきましたので、8報償費で町制50周年記念品代168万円ほかを措置してございます。

次に、人権推進費は46万2,000円を追加、これにつきましては、県の人権啓発

活動の委託がありましたので、講演会の所要の経費を措置してございます。

次に、地籍調査費で28万3,000円を追加、これにつきましては、補助金内示に伴う事務費の調整等をしてございます。

次のページをお願いします。

税務総務費で1万6,000円の追加、これは地方税電子化協議会会費を措置してございます。

次に、賦課徴収費では2,493万4,000円の追加、主なものとしましては、公的年金データの授受に係るエルタックスシステム導入委託料480万、それと10月から職員1名が3カ月間地方税回収機構への短期派遣に伴う住宅借り上げ料31万5,000円、また、税源移譲による年度間の所得変動に係る個人住民税の還付金として、過誤納還付金1,400万円等を措置してございます。

次に、民生費の老人福祉費で67万7,000円の追加です。これにつきましては、大谷高齢者憩の家防火カーテン購入費及び岡老人クラブ補助金を措置してございます。

次に、保育所運営費で27万8,000円の追加、これは、朝来第2保育所の防火カーテン購入費を措置してございます。

次に、農林水産業費の農業委員会費は、77万4,000円の追加、農業総務費は小規模耕地事業20件分の補助金120万円を措置してございます。

5目の小規模土地改良事業費は352万8,000円と定めてございます。これは岡の中島農道舗装ほかの事業が補助対象になりましたので、所要の経費を措置してございます。

6目の参詣道と水土里のむら機能支援事業費は301万円と定めています。これにつきましては、地域住民参加型直営施工方式で実施する岡地区用水施設改修修繕事業について補助金の割り当てがありましたので、所要の経費を措置してございます。

次に、林業総務費は356万8,000円の追加です。

次のページをお願いします。

これは、紀の国森づくり基金活用事業として生馬愛郷会所有林への植樹費用等を措置してございます。

次に、土木費の道路橋梁総務費は100万円の追加、道路橋梁維持費は1,600万円の追加です。これにつきましては、町道の維持補修工事請負費です。

次に、市ノ瀬橋改良事業費は30万円の追加、新市ノ瀬橋の開通式委託料を措置してございます。

次に、河川総務費は40万4,000円の追加です。これにつきましては、岩崎の野田排水ポンプの充電装置工事請負費等を措置してございます。

次に、河川改良費は100万円の追加、住宅管理費は450万円の追加でございます。これにつきましては、住宅家賃管理システム改正の委託料300万円ほかを措置してございます。

次に、教育費の小学校費の学校管理費は105万2,000円の追加です。これにつきましては、各小学校の水泳プールろ過器の修繕料を措置してございます。

次に、社会教育総務費は200万円の追加、これにつきましては、彦五郎公園でのイルミネーションを点灯するための健やかコミュニティモデル地区育成事業が採択されたため、措置してございます。

次に、人権教育推進費は63万円の追加、これは、はまゆう教育集会所の公共下水道管への接続工事請負費を措置してございます。

次のページをお願いします。

体育施設管理費は150万円の追加、これにつきましては若者広場夜間照明器具等の修繕料を措置してございます。

次に、災害復旧費の単独災害復旧事業費は85万円の追加、次に、現年発生公共土木施設災害復旧費は120万円の追加、これらにつきましては、5月28日、29日の豪雨による災害応急復旧工事3件分85万円及び町道奥草ダマ線道路災害復旧工事請負費112万円等を措置してございます。

次のページをお願いします。

給与費明細書です。今回の補正に係る時間外勤務手当を追加してございます。お目通しをお願いします。

次に、歳入を説明させていただきますので、9ページをお願いします。

歳入につきましては、今回の補正に係る財源でございます。

まず、分担金及び負担金の農林業費負担金194万円の追加です。これにつきましては、各事業についての地元負担金です。農業費へそれぞれ財源充当してございます。

次に、国庫支出金の災害復旧費国庫補助金は、現年発生公共土木施設災害復旧事業費補助金です。

次に、県支出金の農林業費県補助金は638万1,000円の追加、林業費補助金の紀の国森づくり基金活用事業補助金315万5,000円等です。これらにつきましては、それぞれ財源充当してございます。

次に、総務費委託金は545万9,000円の追加、この中で徴税费委託金では個人住民税の還付金に係る県民税の、県民税徴収取り扱い委託金として500万円を措置してございます。

次のページをお願いします。

繰入金の基金繰入金で、財政調整基金繰入金 5,240 万円です。今回、補正による一般財源を補填しております。なお、この繰り入れて、財政調整基金の残額につきましては 1 億 2,138 万 8,000 円の見込みでございます。

次に、諸収入の雑入でございます。公的年金からの特別徴収制度導入事業助成金 300 万円、これにつきましては、賦課徴収費のエルタックスシステム導入に係る財源へ充当してございます。また、長寿社会づくりソフト事業費交付金 200 万円につきましては、社会教育総務費の健やかコミュニティモデル地区育成事業に係る財源へ充当してございます。

以上が今回の補正の内容でございます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

教育委員会生涯学習課長、木村君。

教育委員会生涯学習課長（木村勝彦）

議案第 58 号についてご説明申し上げます。

平成 20 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）

平成 20 年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 48 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 512 万 8,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 20 年 9 月 11 日提出、上富田町長小出隆道。

次のペ - ジをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入につきましては、4 款繰入金を設け、48 万円としてございます。

歳入合計では、既定額に 48 万円を追加し、512 万 8,000 円と定めております。

歳出の総務費では、既定額に 48 万円を追加し、512 万 8,000 円。

歳出合計では、既定額に 48 万円を追加し、512 万 8,000 円と定めています。

3 ペ - ジの歳入歳出補正予算事項別明細書は、お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

次のペ - ジをお願いします。

2、歳入です。

1 奨学基金繰入金で、奨学基金より48万円を繰り入れ、今回の財源としております。
3の歳出です。

総務費、1目の一般管理費は奨学貸付金として48万円の追加でございます。大学生
2名分の奨学金貸し付けの認定に伴い、今回48万円を措置しております。

なお、平成20年度の貸し付け対象者は、大学生18名、高校生3名、合わせて21
名となります。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田盛彦）

上下水道課企画員、菅根君。

上下水道課企画員（菅根 清）

議案第59号を説明させていただきます。

平成20年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）

平成20年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）は、次に定める
ところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ22万6,000円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億917万9,000円とする。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

2ペ - ジをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」

歳入。

5繰入金、既定額に今回22万6,000円を追加しまして、1億1,077万
6,000円。

歳入合計、既定額3億895万3,000円に22万6,000円を追加いたしまし
て、3億917万9,000円と定めております。

歳出。

公共下水道事業費、既定額に22万6,000円を追加いたしまして、2億2,45
8万。

歳出合計、既定額3億895万3,000円に22万6,000円を追加をいたしま
して、3億917万9,000円と定めております。

次の3、4ペ - ジの歳入歳出補正予算事項別明細書については、お目通しのほどよろ
しくお願いいたします。

5ペ - ジをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金、下水道事業繰入金、既定額に今回22万6,000円を追加いたしまして、1,058万6,000円と定めております。

3、歳出。

公共下水道事業費、既定額に22万6,000円を追加いたしまして、2億563万9,000円と定めております。

委託料の内容でございますけれども、下水道受益者負担金のシステム保守料22万6,000円を計上しております。また、丹田台地区の公共下水道への接続に伴う既設水路の清掃、詳細設計等の費用について、補助事業の管路工事より委託料に740万円の事業費を変更するものでございます。

ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（吉田盛彦）

産業建設課長、大江君。

産業建設課長（大江克明）

私からは、議案第60号と61号についてご説明をさせていただきます。

まず、議案第60号について説明をいたします。

町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき、別紙町道の路線を認定する。

記。

別紙のとおり。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

参考資料としまして認定路線調書を添付しておりますので、あわせてご参照ください。

町道路線認定調書。かいつまんで路線番号、路線名を説明いたします。

1243号、企業団地支線、これは愛の園への進入路でございます、延長が73.02メートル。1244号、企業団地4号支線、企業団地内沿線を借地として貸しているところの道路でございます、延長101.15メートル。3098号、清水支線、県が砂防工事の進入路として設置し、現在町が引き取っております道路を町道認定するものです。延長363.21メートル。3099号、市ノ瀬橋新線、老朽、耐震化により架け替えた橋でございます。延長が172.1メートル。5055号、南紀の台1号支線、国道42号の拡幅に伴いまして、南紀の台の1号の路線変更による道路でございます。延長が45.4メートル。

計といたしまして、5路線で延長が754.88メートルでございます。

以上、ご承認のほどよろしく願います。

続きまして、議案第 6 1 号についてご説明をいたします。

町道路線の変更について。

道路法第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、別紙町道の路線を変更する。
記。

別紙のとおり。

平成 2 0 年 9 月 1 1 日提出、上富田町長小出隆道。

同じく参考資料として路線変更調書を添付しておりますのでご参照ください。

町道路線変更調書。路線番号、路線名を説明いたします。

5 0 0 1 号、南紀の台 1 号線、これは南紀の台の田辺市との境界からでございます、国道 4 2 号の拡幅に伴いまして終点部分の路線変更によるものでございます。旧延長につきましては 1 , 1 9 0 . 6 6 メートル、新延長につきましては 1 , 2 3 3 . 9 1 メートルで、4 3 . 2 5 メートルの増でございます。

以上、ご承認のほどどうぞよろしくお願いいたします。

議長（吉田盛彦）

産業建設課企画員、植本君。

産業建設課企画員（植本 亮）

私の方からは議案第 6 2 号及び 6 3 号について、説明させていただきます。

まず、議案第 6 2 号について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成 1 9 年度 第 5 号 地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁撤去（その 1）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1 . 契約の目的、平成 1 9 年度 第 5 号 地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁撤去（その 1）工事。

2 . 契約の方法、指名競争入札による契約。

3 . 契約金額、3 , 2 0 2 万 5 , 0 0 0 円。

4 . 契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬 2 5 0 2 - 6、株式会社堀組代表取締役 堀 孝任。

平成 2 0 年 9 月 1 1 日提出、上富田町長小出隆道。

本案の工事概要を説明させていただきます。

工事場所は上富田町市ノ瀬地内でございます。

現在、上流部に新市ノ瀬橋が完成し、本供用開始に向けて旧市ノ瀬橋の撤去をする工事であります。

工事概要につきましては、旧橋梁撤去工事として、上部工 5 径間鉸桁橋橋長 172.9 メートルの撤去及び下部工橋台 2 基、橋脚 4 基の撤去工事であります。

入札及び契約につきましては、本工事については平成 19 年度繰越予算と平成 20 年度現年予算で執行しますが、入札については合算で、去る 9 月 1 日に下鮎川、市ノ瀬、岩田、岡地区の町内指名業者 14 社により入札を行い、株式会社堀組が落札しました。

契約に当たっては、平成 19 年度分と平成 20 年度分に分けて仮契約をしております。入札に際して予定価格が 5,000 万円を超えていますので、2 件の工事請負契約についての議案として議会に上程させていただいております。

本議案第 62 号については、平成 19 年度分で、別紙参考資料のとおり 9 月 2 日付で仮契約を締結しておりますが、契約条項文で、議会のご承認をいただいた時点で本契約の確定といたしておりますので、ご承認のほどをよろしくお願いいたします。

引き続きまして、議案第 63 号についてご説明させていただきます。

工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成 20 年度 第 5 号 地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁撤去（その 2）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1. 契約の目的、平成 20 年度 第 5 号 地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁撤去（その 2）工事。

2. 契約の方法、指名競争入札による契約。

3. 契約金額、2,530 万 5,000 円。

4. 契約の相手方、和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬 2502 - 6、株式会社堀組代表取締役 堀 孝任。

平成 20 年 9 月 11 日提出、上富田町長小出隆道。

本件の工事概要については、議案第 62 号と同様となっております。本議案、第 63 号については、平成 20 年度分で別紙参考資料のとおり 9 月 2 日付で仮契約を締結しておりますが、契約条項文で、議会の議決、ご承認をいただいた時点で本契約の確定としておりますので、ご承認のほどをよろしく申し上げます。

議長（吉田盛彦）

上下水道課企画員、管根君。

上下水道課企画員（管根 清）

それでは、議案第64号の説明をさせていただきます。

工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札（総合評価落札方式）に付した平成20年度 公共下水道事業 生馬下水道管（6工区）布設工事（補助）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1条第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

- 1．契約の目的、平成20年度 公共下水道事業 生馬下水道管（6工区）布設工事（補助）
- 2．契約の方法、指名競争入札（総合評価落札方式）による契約。
- 3．契約金額、一金7,498万7,850円。
- 4．契約の相手方、和歌山県田辺市あけぼの1-12、三洋建設株式会社田辺支店支店長 藤原 章。

平成20年9月11日提出、上富田町長小出隆道。

本工事につきましては、指名競争入札の総合評価方式による請負契約であります。今回、昨年度に引き続き2回目の入札方式であり、価格だけで評価していた従来の落札方法とは異なり、企業の施工実績や施工能力など、企業の取り組み姿勢と過去の工事成績を考慮し、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する落札方式であり、国や県の指導に基づき実施してございます。

指名業者につきましては、村本建設（株）和歌山営業所、三洋建設（株）田辺支店、（株）浅川組、三友工業（株）（株）東組、日本国土開発（株）大阪支店、あおみ建設（株）和歌山営業所の7社であります。

工事場所につきましては、生馬本郷地区の一部、朝来金屋地区の一部及び旭地区の一部の下水道管を埋設する工事であります。

工事内容につきましては、開削工法で管径150ミリの硬質ポリ塩化ビニール管延長1,074.1メートル、推進工法で鋼製さや管方式により、管径150ミリの硬質ポリ塩化ビニール管延長25メートル、合計で1,099.1メートルを埋設する工事があります。

次のページに、参考資料として仮契約書の写しを添付してございます。仮契約書の最後の条項に、議会の議決があったとき、この契約書は同一条項により本契約を締結したものとさせていただきますので、どうかご承認賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（吉田盛彦）

以上をもって提案理由の説明を終わります。

延 会

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

次回は9月17日午前9時30分となっておりますので、ご参集を願います。

ありがとうございました。

延会 午前11時08分